

## 山梨県介護給付費負担金交付要綱

### (通則)

第1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条の規定に基づく県負担金については、法、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この負担金は、市町村の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。

### (交付の対象事業)

第3 この負担金は、算定政令第1条第1項に規定する費用（以下「介護給付費」という。）を交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。ただし、介護給付費のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の12.5に相当する額とする。なお、交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項及び第3項の規定による徴収金、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付費の額から当該収入額を控除するものとする。

### (交付の条件)

第5 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整備し、これを事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

### (交付申請)

第6 この負担金の交付申請は、別紙様式第1の申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

### (変更交付申請)

第7 この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の

申請を行う場合には、別紙様式第2の申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の方法)

第8 この負担金は概算払いができるものとする。なお、この負担金の交付に当たっては、請求書の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9 この負担金についての実績報告書は、別紙様式第3により翌年度6月末日までに知事に提出するものとする。

(年度区分)

第10 この負担金の対象となる介護給付費の年度区分は、5月支払分から翌年4月支払分までとする。

(その他)

第11 特別の事情により第4、第6、第7及び第9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年2月9日から施行し、平成15年度分の介護給付費から適用する。

附則

この要綱は、平成18年4月27日から施行し、平成18年度分の介護給付費から適用する。

附則

この要綱は、平成21年5月1日から施行し、平成21年度分の介護給付費から適用する。